

【よくあるご質問】 結婚式総合保険 新型コロナウイルス対応について

2021年4月26日改訂

株式会社あそしあ少額短期保険

新型コロナウイルス感染症の流行が継続している状況を受け、弊社結婚式総合保険にご加入いただいているお客様、これからの加入をご検討いただいているお客様、弊社取引先様におかれましては何かとご心配のことと存じます。

弊社としましても、一刻も早く事態が収束することを願っております。

そのような中ではございますが、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、弊社にも結婚式総合保険の補償内容についてのお問い合わせが増えております。

結婚式総合保険の補償内容につき、多数お問い合わせをいただいている内容を下記にまとめておりますので、あらためてご確認いただければと存じます。

質問1	コロナウイルス感染症に罹患したことによるキャンセルは支払対象となりますか？
対象となります。お支払いできるケースは以下の通りですが、対象外となるケースもありますのでご注意ください。 ① ご本人(新郎新婦)の場合:死亡・7日以上継続入院 ^{※1} ・陽性反応に伴う医師による式当日の自宅待機指示 ^{※2} ② 新郎新婦の父母子の場合:死亡・7日以上継続入院 ^{※1} ③ 新郎新婦の兄弟姉妹の場合:死亡 ※1:検査のための入院または予定されていた入院等は含みません。 ※2:自己判断や罹患していない(陰性の)場合は対象外となります。 ■下記ケースは支払対象とはなりません■ 新郎新婦の祖父母の感染による死亡・7日以上入院/父母の結婚式当日の自宅待機指示	
質問2	感染者に接触した可能性があるため、自宅待機していますが、補償の対象になりますか？
医師の指示以外での自宅待機は補償の対象外となります。 ① 医師以外からの指示は対象外です。また入院と同様に当該疾病に罹患している(その診断が下された)ことが必要です。 ② 被保険者(新郎新婦)以外の親族(父母、子)に対する自宅待機指示も同様に対象外です。	
質問3	緊急事態宣言や政府・自治体からのイベント自粛要請によるキャンセルは補償の対象になりますか？
緊急事態宣言や政府・自治体からの要請によるイベント自粛、都市閉鎖(ロックダウン)等が理由のキャンセル、もしくは延期に伴うキャンセル料(延期料)は補償の対象外となります。 ※自己都合によるキャンセルも含む	
質問4	日程変更する予定ですが、手続き方法を教えてください
お客様専用ページをお持ちのご契約者様につきましては、 下記 URL、または右記QRコードより契約内容の変更を行ってください。 https://associa-insurance.secure.force.com/AuthenticatedLogin (ID・PASSをお忘れのお客様は弊社 HP お問い合わせフォームよりご連絡ください)  お客様専用ページ また、結婚式開催日を過ぎてからの挙式日変更及び、2019年10月以前にお申込みいただいたご契約者様につきましては 下記 URL よりPDFをダウンロードいただき、書面にてご申請をお願いいたします。 (同申請書は「重要事項説明」の最終ページにもございます) https://www.associa-insurance.com/pdf/wedding_alteration.pdf	
質問5	30日前を過ぎているのですが何とか加入できませんか？
ご加入出来ません。加入期限は結婚式開催日の30日前迄 [※] です。悪しからずご了承ください。 ※対面による代理店でのお申込み又は紹介店経由でお申込み頂いた場合(左記以外は結婚式開催日の45日前迄にご加入が必要です)	
質問6	海外に居住している場合や海外で挙式を挙げる場合でも加入できますか？
海外居住、海外挙式につきましてはご加入出来ません。	

その他、ご不明な点等ございましたら、下記お問い合わせフォームよりご連絡ください。

<https://www.associa-insurance.com/contact/form.html>

